

随意契約（相手方指定）調書

件名	荒川遊園スポーツハウス運営等業務委託	No.5200058
工（納）期	令和5年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	上限総額 106,310,750円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社日新ウエルネス (法人番号：8010001165651)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	複合契約

業者選定理由書

件名	荒川遊園スポーツハウス運営等業務委託
指名業者(案)	名称 株式会社日新ウエルネス 所在地 代表取締役社長 森永 剛司 代表者 東京都中央区日本橋小網町14番1号
特命理由	<p>本件は、荒川遊園スポーツハウスの受付業務、教室運営業務、清掃業務等を含めた施設管理業務を委託する契約である。 主管課からは契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課において検討したところ、</p> <p>① 上記業者は、スポーツハウスを開設した平成5年度より本件を受託し、区のスポーツ行政への理解度も高く、区の実施する体育事業等に積極的に参加するなど地域性も熟知している。また、スポーツ教室の運営においても、工夫された教室運営が利用者から好評を得ており、主管課における令和3年度の履行評価も優良との評価を得ている。</p> <p>② 本施設は、施設の老朽化により、近年では修繕箇所が多くなってきているが、上記業者は当該施設を熟知しており、これまでも迅速かつ利用者に配慮した対応を行うなど、安全な施設管理の実績を有している。</p> <p>③ また、本施設は今後改修工事の実施を予定しており、改修工事までの業者選定については、運営に係る適切な人材の確保、設備の修繕・管理について確実に履行することが可能な上記事業者が受託する必要がある。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)